

「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」 第4回労働環境WG 資料

中部運輸局
令和2年10月

自動車整備分野特定技能評価試験の実施状況について

自動車整備分野における特定技能外国人として、日本で就労するためには、自動車整備に係る技能確認として、

- ・「自動車整備分野特定技能評価試験」又は「自動車整備士技能検定試験3級」に合格
- ・「技能実習制度」における自動車整備職種の第2号技能実習を修了する必要があり、「自動車整備分野特定技能評価試験」については、次のとおり実施している。

➤ 試験実施主体

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

➤ 試験場所

令和元年12月4日～ フィリピン共和国

令和2年9月25日～ 日本国内において試験開始

※9月18日記者発表

➤ 試験実施状況（令和2年9月末時点）

受験者数：32名

【内訳】

○令和元年12月：12名

○令和2年1月：5名

○令和2年2月：5名

○令和2年3月：10名

➤ 試験結果状況

合格者数：25名（合格率：約78.1%）

【内訳】

○令和元年12月：12名中12名（合格率：100%）

○令和2年1月：5名中2名（合格率：40%）

○令和2年2月：5名中4名（合格率：80%）

○令和2年3月：10名中7名（合格率：70%）

令和2年9月18日
自動車局整備課



国内において「自動車整備分野特定技能評価試験」が開始されます！



～本年9月25日（金）より全国で実施！～

自動車整備分野において即戦力となる外国人材を受け入れるべく、「特定技能制度」に基づく「自動車整備分野特定技能評価試験」を日本国内において本年9月25日（金）（受験申込みは同年9月18日（金））より全国で開始いたします。

我が国の深刻な人材不足に対応し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れる制度「特定技能制度」が昨年4月1日に開始され、自動車整備分野も受入れ可能分野として指定されております。

自動車整備分野における特定技能外国人として、日本で就労するためには、「自動車整備分野特定技能評価試験」若しくは「自動車整備士技能検定試験3級」に合格すること又は「技能実習制度」における自動車整備職種の第2号技能実習を修了する必要があります。

「自動車整備分野特定技能評価試験」については、これまでフィリピン共和国のみで実施していましたが、日本国内においても本年9月25日（金）（受験申込みは同年9月18日（金））より全国で開始いたします。

これにより、日本に在留している外国人の受験が可能となり、自動車整備業界への外国人材の活用が広がります。

※ 受験料、受験申込方法及び試験実施場所等の試験に関する情報は、試験実施機関である（一社）日本自動車整備振興会連合会のホームページにおいて、随時お知らせいたします。

（一社）日本自動車整備振興会連合会ホームページ

<https://www.jaspa.or.jp/mechanic/specific-skill/>

問い合わせ先

自動車局 整備課 福蘭、石橋
代表：03-5253-8111（内線：42415）
直通：03-5253-8599
FAX：03-5253-1639